ウ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記アの再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

エ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、九州防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（平成６年８月31日付施本第1605号（ＣＣＰ））に基づく指名停止を受けていないこと。

オ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　平成７年度以降に工事の元請けとして、飛行場基本施設の10,000㎡以上のコンクリート舗装工事（機械施工）を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

イ　建設業法のほ装工事（代表者以外の構成員も同様とする。）につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。

ウ　ほ装工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者の要件　代表者は、ほ装工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。なお、経営事項審査数値の小さい者を代表者としている場合には、その理由について確認を求める事がある。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

７　上記６⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記４により申請することができる。この場合、上記６⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記６⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記６⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記６⑴ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

８　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

９　資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の請負者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

10　その他

⑴　共同企業体の名称は、「横瀬貯油所㉒駐機場整備工事○○○建設・○○○建設・○○○建設建設共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

平成23年度及び24年度において、阪神高速道路株式会社の建設工事及び測量・建設コンサルタント等についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

平成 22 年 10 月 15 日

阪神高速道路株式会社

代表取締役社長　大橋　光博

◎調達機関番号　421　◎所在地番号　27

○平成 22 年阪神高速公告第 21 号

１　工種及び業種の区分　一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の工種及び業種の区分は、次のとおりとする。

なお、建設工事の工種の後のかっこ書きは、各工種を申請するのに必要とされる建設業法（昭和24年法律第100号）の許可の種別を表している。

〔建設工事の場合〕

①　土木（土木工事業）
②　橋梁（メタル）（鋼構造物工事業）
③　橋梁（Ｐ・Ｃ）（土木工事業）
④　舗装（ほ装工事業）
⑤　電気（電気工事業）
⑥　電気通信（電気通信工事業）
⑦　塗装（塗装工事業）
⑧　建築（建築工事業）
⑨　遮音壁（土木工事業、とび・土工工事業又は鋼構造物工事業）
⑩　管（管工事業）
⑪　機械器具設置（機械器具設置工事業又は消防施設工事業）
⑫　標識設置（土木工事業、とび・土工工事業又は機械器具設置工事業）
⑬　防護柵（土木工事業又はとび・土工工事業）
⑭　区画線（塗装工事業）
⑮　造園（造園工事業）
⑯　道路清掃
⑰　維持修繕（土木工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業又はとび・土工工事業）
⑱　その他（①～⑰に該当しない工事で、その工事内容に対応する許可）

〔測量・建設コンサルタント等の場合〕

①　測量
②　地質調査
③　土木設計
④　建築等設計
⑤　補償
⑥　その他業務

２　インターネット方式による受付　インターネットを使用して申請をする者は、平成22年12月１日（水）～平成23年１月14日（金）の間に、次のアドレスにアクセスして、申請用データを送信することとする。

https://www.pqr.mlit.go.jp（工事）
https://www.pqrc.mlit.go.jp（コンサル）

なお、インターネットにより申請する場合は上記アドレスにアクセスし、平成22年11月１日（月）～平成22年11月30日（火）の間にパスワードの請求手続を行い、入手したパスワードを用いて平成22年11月１日（月）～平成23年１月14日（金）の間に申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。

また、１⑯の道路清掃を希望する場合（他の工種と併せて申請する場合も同じ。）は、インターネットによる申請はできない。

問い合わせ先

インターネットによる受付に係るヘルプデスク
電話番号　082―502―9111（建設工事）
022―211―5520（コンサル）

開設期間　平成22年11月１日（月）～平成23年１月14日（金）９:00～17:00　ただし、土曜、日曜、祝日及び年末年始（12月29日～１月３日）は除く。

３　文書方式による受付

⑴　定期受付

①　建設工事及び測量・建設コンサルタント等（郵送方式）
平成22年12月１日（水）～平成23年１月21日（金）消印有効。

②　建設共同企業体（郵送又は持参方式）
平成23年３月９日（水）～平成23年３月11日（金）。
なお、建設共同企業体の申請に当たっては、全構成員がその申請工事につき単独で、平成23・24年度の一般競争（指名競争）参加資格決定通知を受けていることが必要。

⑵　随時受付　申請者が⑴以降の時期に申請を希望する場合は、随時受け付ける（持参又は郵送のみ）。ただし、土曜、日曜、祝日及び年末年始（12月29日～１月３日）は除く。

４　申請の方法

⑴　申請書の種別　申請書の種別は次のとおりとする。

①　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）
②　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設共同企業体）
③　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

⑵　申請書の入手方法　⑴の申請書は、平成22年11月１日（月）以降、当社ホームページ（http://www.hanshin-exp.co.jp/）に、様式類を掲出するので、必要な様式をダウンロードして得るものとする。

⑶　申請書の添付書類　申請書には次に掲げる書類を添付する。

〔建設工事の場合〕

①　一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査に係る総合評定値通知書の写し。ただし、経営事項審査に係る告示（平成20年１月31日国土交通省告示第85号をいう。以下「告示」という。）第一の一の２